

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年 5月 9日

【報告者の名称】 双信電機株式会社

【報告者の所在地】 長野県佐久市長土呂800番地38
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記「最寄りの連絡場所」で行っています。)

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦一丁目 1番 1号 浜松町ビルディング14階(東京本社)

【電話番号】 03(5730)4500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営推進本部長 中西 港二

【縦覧に供する場所】 双信電機株式会社
(長野県佐久市長土呂800番地38)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、双信電機株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、釜屋電機株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

2024年3月26日付で提出した意見表明報告書について、公開買付者が、2024年3月7日付で外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されたが、当該届出の受理後、2024年4月3日付で、当社の事業を所管する経済産業省から、法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、同日付で上記届出を取り下げた後、外為法第27条第1項に従い必要となる届出に係る所管庁による審査が完了していないことから、公開買付者が、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、本公開買付けの届出当初の公開買付期間の末日である2024年5月9日から20営業日を経過した日にあたる2024年6月6日まで延長することを決定し、これに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

3 【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しています。

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

公開買付者は、本公開買付けに係る決済等に要する資金として、自己資金並びにWalsin及びWalsin Technology Holding Corporation(HK) Limited. から届出日前に借り入れた資金を当てることを予定しているとのことです。

(訂正後)

< 前略 >

公開買付者は、本公開買付けに係る決済等に要する資金として、自己資金並びにWalsin及びWalsin Technology Holding Corporation(HK) Limited. から届出日前に借り入れた資金を当てることを予定しているとのことです。

公開買付者は、2024年3月7日付で外為法第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されましたが、当該届出の受理後、2024年4月3日付で、当社の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、同日付で上記届出を取り下げた後、外為法第27条第1項に従い必要となる届出に係る所管庁による審査が完了していないことから、公開買付者は、2024年5月9日、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、本公開買付けの届出当初の公開買付期間の末日である2024年5月9日から20営業日を経過した日にあたる2024年6月6日まで延長し、公開買付期間を合計50営業日とすることを含む買付条件等(公開買付期間及び決済の開始日)の変更を決定したとのことです。

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

(訂正前)

< 前略 >

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日と設定しているとのことです。このように、公開買付者は、公開買付期間を法定の最短期間である20営業日よりも長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも当社株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

(訂正後)

< 前略 >

また、公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日と設定していたとのことです。その後、公開買付者が、2024年3月7日付で外為法第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されましたが、当該届出の受理後、2024年4月3日付で、当社の事業を所管する経済産業省から、法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、同日付で上記届出を取り下げた後、公開買付者は、2024年5月9日、外為法第27条第1項に従い必要となる届出に係る所管庁による審査が完了していないことから、公開買付期間を、本公開買付けの届出当初の公開買付期間の末日である2024年5月9日から20営業日を経過した日にあたる2024年6月6日まで延長することを決定したため、公開買付期間は合計50営業日となったとのことです。このように、公開買付者は、公開買付期間を法定の最短期間である20営業日よりも長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも当社株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

以上